

(給付奨学金)適格認定(学業)について

日本学生支援機構(JASSO)の奨学生は、毎年3月頃に学業成績による「**適格認定(学業)**」が行われます。

(通算ではなく、年間での学業成績にて判定を行います)

「**適格認定(学業)**」の基準に達しない場合、**奨学金が警告、停止または廃止**となります。

以下に「**適格認定(学業)**」の基準(4区分)を示します。

給付奨学金

「**継続**」: 通常どおり、継続して奨学金が振り込まれます。

「**警告**」: 奨学金の振り込みは継続しますが、連続して「警告」を受けると「停止もしくは廃止」となります。

① **修得単位数の合計数が標準修得単位数の7割以下の場合。**

※標準修得単位数: 卒業に必要な124単位を4年間で割った単位数
(1年生: 31単位、2年生: 62単位、3年生: 93単位)

② **GPAが学科で下位4分の1の場合。**

「**停止**」: 奨学生の資格はありますが、奨学金・授業料減免は止まります。

GPAが学科で下位4分の1の場合(「警告」②)のみで2年連続して「警告」を受けた場合。

※GPAが学科で下位1/4を上回れば再開可能

「**廃止**」: 奨学生の資格を失い、奨学金・授業料減免はなくなります。

① **留年した場合。**

② **修得単位数の合計数が標準単位数の6割以下の場合。**

③ **2年連続して「警告」に該当した場合。**

「**警告**」、「**停止**」、「**廃止**」にならないよう、学業に励み、JASSOに関する手続きはきちんと対応するようにしましょう。